〇国立大学法人上越教育大学利益相反マネジメントポリシー

(平成28年4月1日学長裁定)

最終改正 令和5年3月15日

1 目的

国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)が、地域社会や産業界など産学官等との連携を深め、地域の教育力の向上や産業の発展に貢献する活動(以下「産学官連携活動等」という。)を推進する上で、本法人並びに本法人の役員(非常勤を除く。)及び職員(非常勤職員を含む。)(以下「役職員」という。)として求められる責務と、企業等との連携の中で発生する利益や責務が相反する利益相反・責務相反と呼ばれる状況が生じ得る。これらは、本法人の社会的信頼を損ねるだけでなく、産学官連携活動等を阻害する恐れがある。

このため、本法人は、役職員が公正かつ効率的に業務に専念でき、企業等との連携が 円滑に推進できる環境を整備することを目的として、ここに、利益相反マネジメントの 基本的な考え方を国立大学法人上越教育大学利益相反マネジメントポリシー(以下「本 ポリシー」という。)として定める。

2 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 役職員は、教育、研究及び社会貢献という本法人の果たすべき役割に鑑み、産学官連携活動等を推進する上で、利益相反による弊害の発生を抑制することを自らの重要な責務として認識する。
- (2) 本法人は、利益相反による弊害の発生を抑制するための利益相反マネジメントに取り組む。
- (3) 本法人は、役職員に対し利益相反マネジメントに関する啓発活動を行い、自らに課せられた責務を自覚させる。
- (4) 本法人は、産業界を含む社会に対し利益相反マネジメントについて理解と協力を求める。

3 利益相反マネジメントポリシーの見直し

本ポリシーは、社会の変動や本学を取り巻く環境の変化等に応じて、適宜見直しを行う。

附 記

このポリシーは、平成28年4月1日から実施する。

附 記(令和5年3月15日)

このポリシーは、令和5年3月15日から実施する。